



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社やまびこ
代表者名 代表取締役社長 北爪 靖彦
(コード 6250 東証第一部)
問合せ先 総 務 部 長 賀川 雅雄
(TEL 0428-30-5600)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 1 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 21 年 10 月 1 日を効力発生日とする当社、株式会社共立および新ダイワ工業株式会社による簡易・吸収合併に伴い、当社が株式会社共立および新ダイワ工業株式会社の事業を承継し直接事業を行うことになるため、事業目的について所要の変更を行うものであります。(変更案第 2 条、変更案附則第 2 条)
- (2) 平成 21 年 1 月 5 日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が施行されたことに伴い、当社は株券の発行に関する定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条(株券の発行)を削除するものであります。これに併せて現行定款第 8 条第 2 項の単元未満株式に係る株券の不発行に関する規定は不要となりますので、これを削除するものであります。
- (3) 決済合理化法附則により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、現行定款第 9 条の「実質株主」および第 12 条の「実質株主名簿」の文言は不要となりましたので、これを削除するものであります。
- (4) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日まで備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。(変更案附則第 1 条および第 3 条)
- (5) その他、条文の削除、新設に伴い、条数を繰り上げるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)

以 上

(別 紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
<u>(1) 次の事業を営む会社の株式または持分を有することによる当該会社の事業活動の支配および管理</u>	(削 除)
1.	1.
～ (条文省略)	～ (現行どおり)
24.	24.
<u>(2) 当社がその株式または持分を所有する他の会社への経営指導</u>	(削 除)
<u>(3) 第1号1乃至24に掲げる事業</u>	(削 除)
<u>(4) 前各号に付帯関連する一切の事業</u>	(削 除)
第3条	第3条
～ (条文省略)	～ (現行どおり)
第6条	第6条
<u>(株券の発行)</u>	
第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)
(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)	(単元株式数)
第8条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
<u>2. 前条の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u>	(削 除)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第9条 当社の株主 (<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(条文省略)	(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 <u>10</u> 条 ～ (条文省略) 第 <u>11</u> 条 (株主名簿管理人) 第 <u>12</u> 条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 当社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>第 <u>9</u> 条 ～ (現行どおり) 第 <u>10</u> 条 (株主名簿管理人) 第 <u>11</u> 条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿 <u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>第 <u>13</u> 条 ～ (条文省略) 第 <u>45</u> 条</p>	<p>第 <u>12</u> 条 ～ (現行どおり) 第 <u>44</u> 条</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則 <u>(株券喪失登録簿の取扱いに関する経過措置)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 <u>1</u> 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(目的に関する経過措置)</u> 第 <u>2</u> 条 <u>第 2 条 (目的) の変更は、平成 21 年 10 月 1 日をもって効力を生じるものとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(附則の削除)</u> 第 <u>3</u> 条 <u>前条は平成 21 年 10 月 1 日をもって削除するものとし、第 1 条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって削除するものとする。</u></p>